

小牧市老人福祉センターの管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月9日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市規則第5号

## 小牧市老人福祉センターの管理に関する規則の一部を改正する規則

小牧市老人福祉センターの管理に関する規則（昭和58年小牧市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「土曜日及び毎月第3日曜日」を「条例第5条第1項ただし書の規定に基づき、市内に居住する60歳未満のものがセンターを利用する日（以下「一般利用日」という。）」に改める。

第4条第1号中「毎月第3日曜日」を「一般利用日に当たる日」に改める。

第4条の2を次のように改める。

（一般利用日）

第4条の2 一般利用日は、次の表の老人福祉センターごとにそれぞれ一般利用日の欄に定める日とする。

名称	一般利用日
小牧市第1老人福祉センター	土曜日（第4条第1項第2号又は第3号に規定する日に当たる日を除く。以下この表において同じ。）及び毎月第1日曜日
小牧市第2老人福祉センター	土曜日及び毎月第2日曜日
小牧市第3老人福祉センター	土曜日及び毎月第3日曜日

様式第2（裏）中「土曜日及び毎月第3日曜日」を「一般利用日」に、「毎月第3日曜日を」を「一般利用日に当たる日を」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第4条の2を加える改正規定のうち、小牧市第3老人福祉センターに係る部分は、令和5年6月1日から施行する。